

令和2年5月1日

秀光中等教育学校  
前期課程 保護者 様

学校法人仙台育英学園  
秀光中等教育学校  
理事長・校長 加藤 雄彦  
(公印省略)

## 令和2年度後期分授業料減免申請について(お知らせ)

秀光中等教育学校前期課程在籍生徒に対して、下記の全ての要件を満たしている者に限り、後期授業料(18万円)を学園が負担します。これは申告制です。なお、申請期間は2020年8月31日までとなります。

### 記

#### 減免対象の要件

- (1) 特典を付与されていないこと。
- (2) 前期分の学納金を全額納付していること。(※1)
- (3) 生計を同一とする者の一名がA・B・Cのいずれかに該当すること。(※2)
- (4) 2020年8月31日までに学則に基づく懲戒処分を受けていないこと。

※1 未納の方は、2020年5月25日までに完納した場合のみ減免対象となる。

※2

- A) 国の持続化給付金の交付を受けたことを証明できる書類を本学園に提出していること。
- B) 失業手当の交付を申請中もしくは受給していることを証明できる書類を本学園に提出していること。
- C) 2019年4月1日～7月31日の平均給与に対し、2020年4月1日～7月31日の平均給与が50%減となったことを証明できる書類(所属会社・法人の給与支払証明書等)を本学園に提出していること。

上記の件についての申請・ご質問は下記にお願いいたします。

電話：022-256-4141

担当：星(内線276)、平塚(内線279)